

平成 2 4 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議 案

議案番号	件 名	概 要						
第 1 号	松本市多文化共生プラザ条例	<p>1 多文化共生プラザの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市多文化共生プラザ 松本市中央1丁目18番1号</p> <p>(2) 休館日及び開館時間 ア 休 館 日 第2及び第4水曜日並びに年末年始 イ 開館時間 午前9時から午後10時まで等</p> <p>(3) 事業 多文化共生社会の形成並びに外国人住民の自立及び社会参画の促進に関する事等</p> <p>3 施 行 24.7.1</p>						
第 2 号	松本市パークアンドライド駐車場条例	<p>1 パークアンドライド駐車場の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市平田駅パークアンドライド駐車場 松本市平田西2丁目259番1</p> <p>(2) 開場時間 午前0時から午後12時まで</p> <p>(3) 使用料 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24時間以内</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>24時間を超える24時間以内ごと</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 24.4.1</p>	区 分	金 額	24時間以内	200	24時間を超える24時間以内ごと	200
区 分	金 額							
24時間以内	200							
24時間を超える24時間以内ごと	200							
第 3 号	松本市暴力団排除条例	<p>1 市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展のため、暴力団の排除について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 基本理念並びに市、市民及び事業者の責務に関する規定</p> <p>(2) 市の事務及び事業における措置に関する規定</p> <p>(3) 公の施設の利用制限に関する規定</p> <p>3 施 行 24.4.1</p>						

第 4 号	松本市立博物館条例	<p>1 博物館の管理運営方法の見直し等に伴い、松本市立博物館条例の全部を改正するもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 博物館の分館に係る規定の整備</p> <p>(2) 分館の休館日、開館時間の見直し</p> <p>(3) 博物館協議会の設置</p> <p>(4) 関係条例の改正 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例</p> <p>(5) 関係 1 4 条例の廃止</p> <p>3 施 行 2 4 . 4 . 1</p>												
第 5 号	松本市組織条例の一部を改正する条例	<p>1 組織の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 危機管理部の設置</p> <p>(2) 総務部及び政策部の所掌事務の整備</p> <p>3 施 行 2 4 . 4 . 1</p>												
第 6 号	松本市市税条例の一部を改正する条例	<p>1 地方税法等の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) たばこ税の税率の引上げ（1,000本当たり）</p> <p>ア 旧3級品以外 4,618円 → 5,262円</p> <p>イ 旧3級品 2,190円 → 2,495円</p> <p>(2) 平成26年度から平成35年度までの個人の市民税に係る均等割の額に500円を加算</p> <p>(3) 退職所得に係る市民税の10%税額控除を廃止</p> <p>3 施 行 公布の日等</p>												
第 7 号	松本市敬老祝金条例の一部を改正する条例	<p>1 祝金の額の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>祝金の額 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="751 1753 1345 1944"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88歳</td> <td>10,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>99歳</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>100歳以上</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 2 4 . 4 . 1</p>	年齢区分	改正前	改正後	88歳	10,000	12,000	99歳	10,000	13,000	100歳以上	20,000	25,000
年齢区分	改正前	改正後												
88歳	10,000	12,000												
99歳	10,000	13,000												
100歳以上	20,000	25,000												

<p>第 8 号</p>	<p>松本市介護保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法施行令等の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 保険料率の区分 8段階 → 10段階</p> <p>(2) 第1号被保険者の保険料率</p> <table border="1" data-bbox="783 472 1401 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>率</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>27,240円</td> <td>第1段階</td> <td>32,630円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>27,240円</td> <td>第2段階</td> <td>32,630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3段階</td> <td rowspan="2">40,860円</td> <td rowspan="2">第3段階</td> <td>45,680円</td> </tr> <tr> <td>48,950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4段階</td> <td>46,300円</td> <td rowspan="2">第4段階</td> <td>58,740円</td> </tr> <tr> <td>54,480円</td> <td>65,270円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>59,920円</td> <td>第5段階</td> <td>75,060円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6段階</td> <td rowspan="2">68,100円</td> <td>第6段階</td> <td>81,580円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>91,370円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>81,720円</td> <td>第8段階</td> <td>97,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8段階</td> <td rowspan="2">95,340円</td> <td>第9段階</td> <td>114,220円</td> </tr> <tr> <td>第10段階</td> <td>120,740円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 24.4.1</p>	改正前		改正後		区分	率	区分	率	第1段階	27,240円	第1段階	32,630円	第2段階	27,240円	第2段階	32,630円	第3段階	40,860円	第3段階	45,680円	48,950円	第4段階	46,300円	第4段階	58,740円	54,480円	65,270円	第5段階	59,920円	第5段階	75,060円	第6段階	68,100円	第6段階	81,580円	第7段階	91,370円	第7段階	81,720円	第8段階	97,900円	第8段階	95,340円	第9段階	114,220円	第10段階	120,740円
改正前		改正後																																															
区分	率	区分	率																																														
第1段階	27,240円	第1段階	32,630円																																														
第2段階	27,240円	第2段階	32,630円																																														
第3段階	40,860円	第3段階	45,680円																																														
			48,950円																																														
第4段階	46,300円	第4段階	58,740円																																														
	54,480円		65,270円																																														
第5段階	59,920円	第5段階	75,060円																																														
第6段階	68,100円	第6段階	81,580円																																														
		第7段階	91,370円																																														
第7段階	81,720円	第8段階	97,900円																																														
第8段階	95,340円	第9段階	114,220円																																														
		第10段階	120,740円																																														
<p>第 9 号</p>	<p>松本市高齢者介護手当条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 手当の支給要件等の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 受給資格者が介護する重度の要介護高齢者の定義 要介護3以上に引き続き1年以上該当する者 → 要介護3以上に年間通算180日以上該当する者</p> <p>(2) 重度の要介護高齢者の死亡に係る手当の追加 在宅介護期間90日以上180日未満の場合 5万円</p> <p>3 施行 24.4.1</p>																																															
<p>第10号</p>	<p>松本市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 引用条項の整理</p> <p>3 施行 24.4.1</p>																																															

第11号	松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>1 納期限ごとの分割金額に係る端数計算の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 最初の納期限に係る分割金額に合算する端数金額 千円未満 → 百円未満</p> <p>3 施行 24.4.1</p>
第12号	松本市診療所条例の一部を改正する条例	<p>1 診療所の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 廃止する診療所の名称及び位置 松本市波田診療所 松本市波田6908番地1</p> <p>3 施行 24.4.1</p>
第13号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 児童館の新設等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 新設する児童館の名称及び位置 松本市高宮児童センター 松本市高宮南7番40号</p> <p>3 施行 24.4.1</p>
第14号	松本市総合社会福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法等の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 しいのみ学園で行う業務 障害者自立支援法に規定する児童デイサービスに関する業務 → 児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する業務</p> <p>3 施行 24.4.1</p>

第15号	松本市市営土地改良事業分担金徴収条例及び松本市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による土地改良法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 引用条項の整理</p> <p>3 施行 公布の日</p>								
第16号	松本市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 選挙区及び選挙区において選挙すべき委員の定数の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 選挙区 8選挙区 → 9選挙区</p> <p>(2) 選挙区として第9区を新設</p> <p>ア 区域 波田の区域</p> <p>イ 選挙すべき委員の定数 3人</p> <p>(3) 選挙区において選挙すべき委員の定数</p> <p>ア 第1区 5人 → 4人</p> <p>イ 第5区 4人 → 3人</p> <p>ウ 第8区 8人 → 7人</p> <p>3 施行 次の農業委員会委員の一般選挙</p>								
第17号	松本市いがやレクリエーションランド条例の一部を改正する条例	<p>1 施設の増設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) ジップライン及びマウンテンバイクコースの新設</p> <p>(2) 使用料</p> <p>ア ジップライン (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="783 1424 1177 1570"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1回券</td> <td>中学生以上</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ マウンテンバイクコース 無料</p> <p>3 施行 24.4.20</p>	区 分		金 額	1回券	中学生以上	800	小学生	500
区 分		金 額								
1回券	中学生以上	800								
	小学生	500								
第18号	松本市営住宅条例の一部を改正する条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による公営住宅法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 入居者の資格に関する同居親族要件に係る規定の整備</p> <p>3 施行 24.4.1</p>								

第19号	松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 松本市水道事業基本計画の見直し及び第1次地域主権改革一括法の施行による下水道法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 松本市梓川地区水道事業</p> <p>ア 給水人口 12,600人 → 14,200人</p> <p>イ 1日最大給水量 5,000m<sup>3</sup> → 4,700m<sup>3</sup></p> <p>(2) 公共下水道事業計画に係る認可制度の廃止に伴う規定の整備</p> <p>3 施行 公布の日等</p>				
第20号	松本市下水道条例の一部を改正する条例	<p>1 第1次地域主権改革一括法の施行による下水道法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 公共下水道事業計画に係る認可制度の廃止に伴う規定の整備</p> <p>3 施行 24.4.1</p>				
第21号	松本市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例	<p>1 体育館の新築に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 筑摩野中学校体育館の照明使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="754 1469 1177 1565"> <tr> <td>2時間以内</td> <td>超過1時間当たり</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>150</td> </tr> </table> <p>3 施行 24.4.1</p>	2時間以内	超過1時間当たり	350	150
2時間以内	超過1時間当たり					
350	150					
第22号	松本市公民館条例の一部を改正する条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による社会教育法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 公民館運営審議会委員の委嘱の基準に係る規定の整備</p> <p>3 施行 24.4.1</p>				

第 2 3 号	松本市図書館条例の一部を改正する条例	<p>1 図書館分館の新設及び第 2 次地域主権改革一括法の施行による図書館法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 新設する図書館分館の名称及び位置 梓川図書館 松本市梓川倭 5 6 2 番地 1</p> <p>(2) 図書館協議会委員の任命の基準に係る規定の整備</p> <p>3 施 行 2 4 . 5 . 1 1 等</p>							
第 2 4 号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 体育施設の新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>新設する体育施設</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市あがた運動公園 松本市県 1 丁目 1 9 4 7 番 4</p> <p>(2) 開場期間 通年（専用使用については、4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで）</p> <p>(3) 開場時間 午前 5 時から日没まで</p> <p>(4) あがた運動公園（芝生広場）使用料</p> <p style="text-align: right;">（単位 円）</p> <table border="1" data-bbox="783 1234 1345 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 : 0 0 ~ 8 : 0 0</td> <td rowspan="2">専用</td> <td rowspan="2">1 , 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>8 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 の 2 時間ごと</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 2 4 . 4 . 1</p>	区 分		金 額	5 : 0 0 ~ 8 : 0 0	専用	1 , 0 0 0	8 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 の 2 時間ごと
区 分		金 額							
5 : 0 0 ~ 8 : 0 0	専用	1 , 0 0 0							
8 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 の 2 時間ごと									
第 2 5 号	松本市乗鞍観光施設改良基金条例を廃止する条例	<p>1 乗鞍観光施設事業特別会計の廃止に伴い、本条例を廃止するもの</p> <p>2 施 行 公布の日</p>							
第 2 6 号 ) 第 4 0 号	平成 2 3 年度補正予算	<p>平成 2 3 年度一般会計補正予算</p> <p>平成 2 3 年度特別会計補正予算（ 1 1 会計）</p> <p>平成 2 3 年度企業会計補正予算（ 3 会計）</p>							
第 4 1 号 ) 第 5 9 号	平成 2 4 年度予算	<p>平成 2 4 年度一般会計予算</p> <p>平成 2 4 年度特別会計予算（ 1 4 会計）</p> <p>平成 2 4 年度企業会計予算（ 4 会計）</p>							

第60号	工事請負契約の締結について（松本市立筑摩野中学校体育館新築主体工事）の議決更正について	<p>1 平成23年9月定例会で議決された工事請負契約の締結について（松本市立筑摩野中学校体育館新築主体工事）の一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 請負金額 3億817万5,000円 → 3億918万5,100円 （差引 101万100円の増）</p>
第61号	市有財産の取得について（新松本工業団地建設事業用地）	<p>1 新松本工業団地建設事業用地として和田地籍の土地を取得するもの</p> <p>2 取得面積 6,016.19㎡</p> <p>3 取得金額 7,565万6,261円</p> <p>4 相手方 中野 均</p>
第62号	市有財産の取得について（市道7817号線改良事業用地）	<p>1 市道7817号線改良事業用地として和田地籍の土地を取得するもの</p> <p>2 取得面積 5,229.41㎡</p> <p>3 取得金額 8,000万9,973円</p> <p>4 相手方 岩垂 義明 外20人</p>
第63号	市有財産の譲渡について（本町第3農業生活改善施設）	<p>1 本町第3農業生活改善施設を無償譲渡するもの</p> <p>2 譲渡する財産 木造平家建 延 89.02㎡</p> <p>3 相手方 本町町会</p>



第64号	市有財産の譲渡について (会田集落生活環境施設)	1 会田集落生活環境施設を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 木造2階建 延 202.88㎡ 3 相手方 本町町会
第65号	市道の廃止について	1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの 2 廃止路線数 2路線 3 廃止延長 182.83m
第66号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 27路線 3 認定延長 4,913.25m
第67号	市道の変更について	1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 2路線 3 変更延長 △1,218.25m (2,901.60m → 1,683.35m)
第68号	訴えの提起について	1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求
第69号	字の廃止について	1 新松本工業団地建設事業の実施に伴い、当該事業区域内の字の廃止をするもの 2 対象区域 183筆 20.3ha

第70号	公の施設の指定管理者の指定について（反町老人集会施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 反町老人集会施設 3 指定管理者に指定するもの 松本市反町老人集会施設運営協議会 4 指定期間 24.4.1～25.3.31
第71号	公の施設の指定管理者の指定について（五常老人集会施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 五常老人集会施設 3 指定管理者に指定するもの 松本市五常老人集会施設運営協議会 4 指定期間 24.4.1～25.3.31
第72号	公の施設の指定管理者の指定について（高宮児童センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 高宮児童センター 3 指定管理者に指定するもの （福）松本市社会福祉協議会 4 指定期間 24.4.1～26.3.31
第73号	公の施設の指定管理者の指定について（いがやレクリエーションランド 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) いがやレクリエーションランド (2) 乗鞍高原湯けむり館 (3) 乗鞍観光センター 3 指定管理者に指定するもの (株)のりくら総合リゾートサービス 4 指定期間 24.4.1～25.3.31
第74号	公の施設の指定管理者の指定について（美術館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美術館 3 指定管理者に指定するもの (助)松本市教育文化振興財団 4 指定期間 24.4.1～27.3.31

## 2 報 告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 8 件
  - ア 自動車事故にかかわるもの 3 件
  - イ 道路事故にかかわるもの 4 件
  - ウ その他事故にかかわるもの 1 件